

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別		地方独立行政法人青森県産業技術センター / 農林漁業者 / 加工業者等

事業名		現場解決型「ドクター」派遣制度（その他・継続）									
アピールポイント		農林漁業者や加工業者等が抱えている課題について、産業技術センターの研究員を現場に派遣し、一緒になって解決に取り組む。									
事業の趣旨	農林漁業者や加工業者等から要請のあった課題を解決するため、産業技術センターの研究員が現地に出向いて解決策を取りまとめ、技術指導や助言等を行う。	予算額(千円)	運営費交付金								
		内訳	国	—							
			県	—							
			その他	—							
事業の内容等	<p>1 手続</p> <p>(1) 課題を抱える農林漁業者や加工業者等が、産業技術センターの担当研究所に派遣研究要請書を提出</p> <p>(2) 担当研究所が研究員の派遣を決定し、農林漁業者や加工業者等へ通知</p> <p>(3) 研究員が現場に出向き、課題の解決策を農林漁業者等と一緒に考え、取りまとめ</p> <p>(4) 課題解決に向け、研究員が助言や技術指導</p> <p>2 費用負担</p> <p>取組に要する費用は、産業技術センターと要請した農林漁業者や加工業者等、各々の持ち出し</p> <p><例>研究員の旅費や調査用試薬等…産業技術センター 試験するほ場の肥料、農薬等…要請した農林漁業者 加工品の試作に必要な原材料費等…要請した加工業者</p> <p>3 支援期間</p> <p>原則として1年以内</p> <p>4 支援内容と相談窓口</p> <table border="1" data-bbox="226 1626 1106 1937"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術</td> <td>農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所</td> </tr> <tr> <td>水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術</td> <td>水産総合研究所、内水面研究所</td> </tr> <tr> <td>食品の加工技術</td> <td>食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所</td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	相談窓口	水稻、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所	水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術	水産総合研究所、内水面研究所	食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所	補助率	標準事業費
		支援内容	相談窓口								
水稻、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所										
水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術	水産総合研究所、内水面研究所										
食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所										
		—	—								
実施期間	平成21年度～	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5041、直通017-734-9702)								

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 個人 / 任意団体

事業名		農山漁村女性の活躍応援事業（国庫・継続） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、若手農山漁村女性の組織活動を推進する。		
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動や、若手女性の学びの場となる組織活動への取組を支援することで、農山漁村を支える次世代の人財育成と女性の活躍促進を図る。	予算額(千円)	2,895	
		内訳	国	367
			県	2,528
			その他	—
事業の内容等	<p>1 女性起業の人財育成</p> <p>(1) 起業活動に対する事業経費の補助 新規参入の促進、加工技術・経営力の向上、事業継承につながる活動に必要な経費を補助 《補助金上限額》1件当たり500千円以内</p> <p>(2) 活動実態調査 女性起業の実態・課題を把握するため、起業活動実態調査を実施</p> <p>2 若手農山漁村女性の組織活動の推進</p> <p>(1) 若手農山漁村女性の育成とネットワークづくり 女性同士のつながりや地域との連携強化を図るため、女性リーダーとなり得る人財や組織を育成するための学習活動を実施 (各農林水産事務所1回)</p> <p>(2) 組織活動のモデル実証 若手農山漁村女性の定着や活躍促進につながる組織活動のモデルとなる実証を委託 《委託先》若手農山漁村女性組織</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円 1組織当たり 200千円	
<p>【採択要件】</p> <p>事業実施主体</p> <p>1(1)：県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。</p> <p>2(2)：構成員がおおむね50歳以下の女性農林漁業者が半数以上、かつ3名以上の組織であること。</p>				
実施期間	令和7～10年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4989、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別		県 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		所得向上プログラム実践支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業者自らが「所得向上チャレンジプラン」を企画・提案し、その取組の実現に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	<p>農業者の所得向上のモデル事例を創出するため、農業者が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けた取組を支援するほか、普及指導員の経営指導等により伴走支援を行う。</p> <p>また、農業者全体の所得向上を目指し、モデル事例のノウハウを地域で共有・横展開することを促す。</p>	予算額(千円)	117,000	
		内訳	国	—
			県	117,000
			その他	—
事業の内容等	<p>経営指導を受けた農業者自らが企画・提案した「所得向上チャレンジプラン」の取組を支援</p> <p>(1) 事業の流れ 本事業は事業実施年度（令和7年度）に補助金（ソフト定額、ハード1/2以内）を交付するほか、目標年度（令和9年度）において、大きな成果を収めた場合、令和9年度にハード事業費の最大1/6を追加で加算する、成果に応じて補助率が変わる補助事業（成果連動型補助事業）</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>①ソフト事業 所得向上に向けた新たな取組や既存の取組を拡充するために要する新技術等の導入、新商品の開発、販売促進活動、ICTの導入等に係る経費</p> <p>②ハード事業 栽培用設備、かん水施設、加工用設備の導入・改修や農業用機械、加工用機械等の購入に取組に要する経費（ただし、1件の本体価格が50万円以上の機械・施設等に限る。）</p> <p>《事業実施主体》 農業者、農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人等）、任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの。）</p>	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助上限額 500千円	
		ハード1/2以内（ソフト必須）	補助上限額 5,000千円 任意組織は 10,000千円	
		成果連動型加算1/6以内	補助上限額 1,666千円 任意組織は 3,333千円	
<p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領を参照 ・令和8年4月から「所得向上チャレンジプラン」を公募予定 ・審査委員の審査に基づき支援対象を選定 				
実施期間	令和7～10年度	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線4984、直通017-734-9474)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	-----------------------------------------

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	----------------------------------------------

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	87,440	
		内訳	国	87,440
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 ソフト対策	補助率	標準事業費
	(1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組) ウ 他地域の人材を活用した取組 エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組) オ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援等) (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援) (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む) (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備 (3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成) ②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)	ソフト対策 定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり)) ハード対策 定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合 は定額)	標準事業費 ソフト対策 定額補助の 限度額は50 万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、 その他メニューごとに設定あり)

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和8年度実施計画等】 23 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5042、直通017-734-9702)
------	---------	----	------------------------------------------------

地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積 機械・施設の整備	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (対策実践者の確保) 遊休農地対策 機械購入
実施主体別	県 / 農協 / 土地改良区 / 任意団体

事業名	鳥獣被害防止・地域活動緊急支援事業（国庫・県単・新規） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	------------------------------------------------

アピールポイント	農業者向けの研修会やモデル地区の設置により集落ぐるみの対策を推進するほか、農業者団体へ対策機材の導入を支援し、地域における被害防止対策の実施体制の強化を図る。
----------	---------------------------------------------------------------------------------

事業の趣旨	野生鳥獣による農作物被害を低減するため、農業者をはじめとした集落ぐるみの被害防止対策を推進するとともに、農業者団体等に対して必要な被害対策機材の導入を支援する。	予算額(千円)	21,474	
		内 訳	国	400
			県	21,074
			その他	—

事業の内容等	1 農山村集落ぐるみの鳥獣対策活動の推進 (1) 農業者向け被害防止対策研修会の開催 (2) 野生鳥獣を寄せ付けない環境整備に向けたモデル集落の設置及び取組の普及 2 農業者団体等が実施する鳥獣被害対策への支援 (1) 事業内容 農作物の被害防止目的で使用する対策機材等の導入に必要な経費を補助 (2) 補助対象経費 ・捕獲に必要な機材（箱わな、囲いわな、くくりわな等） ・ICT機器（センサーカメラ、捕獲通知器等） (3) 導入した捕獲わな等の活用例 ア 農業者団体に狩猟免許所持者がいる場合 団体職員自らが捕獲機材を設置し、捕獲活動を実施 イ 狩猟免許を所持する農業者の場合 農業者団体が捕獲機材を貸出し、農業者自らが捕獲 ウ 狩猟免許所持者がいない場合 →農業者が自らの事業地内で捕獲する場合は狩猟免許が不要となる「囲いわな」を貸出し、捕獲を実施 →導入した捕獲機材を使用し捕獲活動は市町村等に依頼 《事業実施主体》 農業協同組合等	補助率	標準事業費
		1/2	

【採択要件（2関係）】

- 1 農作物被害防止の目的であること。
- 2 農業者団体が対策機材を導入・管理し、必要に応じて構成員等に貸し出すこと。 等

実施期間	令和8～10年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5043、直通017-734-9702)
------	----------	----	------------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 協議会	

事業名	グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】		
-----	----------------------------------------------------------------------------------------	--	--

アピールポイント	環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に係る取組を支援する。		
----------	-------------------------------------------------------------------	--	--

事業の趣旨	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図る。	予算額(千円)	3,000	
		内訳	国	3,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 グリーンな栽培体系への転換（R8当初、R7補正）</p> <p>(1) グリーンな栽培体系の検討（必須の取組）</p> <p>ア 検討会の開催</p> <p>イ グリーンな栽培体系の検証</p> <p>ウ グリーンな栽培マニュアルの作成</p> <p>エ 産地戦略の策定</p> <p>オ 情報発信</p> <p>(2) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入</p> <p>(3) 消費者理解の醸成</p> <p>2 県域への展開（R8当初、R7補正）</p> <p>グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会や先進地視察、展示ほの設置等</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 いずれも事業実施地区の農業者の参加が必須。 また、①の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の構成員とし、③の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の参加者とする。</p> <p>県（普及）を構成員または参加者にしない場合であっても、事業実施計画や進捗状況について情報共有し、必要な連携を図ること。</p> <p>《事業実施期間》</p> <p>最大2年間</p>	補助率	標準事業費
		定額	<p>上限額 300万円</p> <p>※有機農業の検討、2つ以上の環境負荷低減に取り組む場合は360万円</p> <p>※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限額を100万円引上げ</p>
		1 / 2	<p>1,000万円</p> <p>※検証に必要なスマート農業機械等導入</p>

【採択要件】
環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検証すること。

実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017-734-9353)
------	--------	----	-------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	有機農業等推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】		
-----	----------------------------------------------------------------------------------	--	--

アピールポイント	市町村主導による有機農業の拠点地区の創出に向けて、有機農業実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援する。		
----------	--------------------------------------------------------------------	--	--

事業の趣旨	有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて、生産から消費まで一環した取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。	予算額(千円)	3,000	
		内訳	国	3,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定（オーガニックビレッジ宣言） （１）検討会の開催 （２）試行的な取組の実施 （３）消費地との連携に向けた試行的な取組の実施 （４）情報発信 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （１）検討会の開催 （２）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （３）消費地との連携の取組の実践 （４）課題解決に向けた調査等 （５）情報発信 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費
		定額（機械リースは1/2以内）	1の有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たり上限1,000万円 2は上限800万円

【採択要件】

- 上記1に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）。
- 上記1の（3）又は2の（3）に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。
- 上記2に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）及び有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
- 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点の採択ポイント加算がある。

実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	--------	----	-------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	有機転換推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】		
-----	---------------------------------------------------------------------------------	--	--

アピールポイント	新たに有機農業を開始する農業者の取組を支援する。		
----------	--------------------------	--	--

事業の趣旨	慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組に対して支援する。	予算額(千円)	3,000	
		内 訳	国	3,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 転換支援事業 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費について支援する。</p> <p>(1) 交付対象者 ア 慣行農業から国際水準の有機農業に転換しようとする農業者 イ 就農当初から国際水準の有機農業に取り組む、就農後3年以内の農業者であって、地域の国際水準の有機農業における同一品目での平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績が1作期分以上あると事業実施主体が認める者</p> <p>(2) 対象農地 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地</p> <p>(3) 交付単価 2万円/10a以内</p> <p>2 転換支援円滑化事業 市町村等が1の支援を希望する農業者に対して行う事務に係る経費を支援する。</p>	補助率	標準事業費
		定額	上限1の要望額の1割以内

【採択要件】			
1 本事業の対象農地の全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。			
2 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。			
3 販売を目的としていること。			
4 対象者1人当たりの下限面積は10aとする。			
5 みどり認定を受けているか成果目標年度までに認定を受ける予定であること。			

実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	--------	----	-------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練
実施主体別	県	

事業名	環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業（国庫・継続）			
アピールポイント	肥料コストの低減を図り、環境にやさしい農業の取組を拡大する。			
事業の趣旨	<p>土壌診断に基づく土づくりと環境にやさしい農業の取組拡大により、消費需要に応えられる安全・安心で良質な農産物の安定供給と農業所得の維持・向上を図る。</p>	予算額(千円)	8,637	
		内訳	国	4,347
			県	4,290
			その他	—
事業の内容	<p>1 土壌診断のデジタル化と堆肥の活用促進 (1) デジタル技術を活用した土壌診断情報の提供と「施肥なび」の機能拡充 ・青森県土壌診断情報データベースの保守運営及びデータ更新 ・「施肥なび」にりんごの機能を追加 (2) 県産堆肥の品質検査、技術的サポートの実施 ・畜産研究所との連携による堆肥の品質検査及び生産技術指導</p> <p>2 プラットフォームを核とした環境にやさしい農業の拡大に向けた支援 (1) みどり認定者の拡大・取組強化 (2) 有機農業等実践者の育成・定着 ・農業EX塾におけるベテラン農業者による伴走支援の強化 ・超プレミアム米挑戦者に対するチャレンジ支援 ・実践者向け研修会・有機農業指導員養成研修会の開催 (3) プラットフォーム登録者の交流促進 ・プラットフォーム登録者を参集した商談・交流会の開催 ・消費者をターゲットとした実践者の取組情報やエコ農産物を活用する飲食店等の事例紹介 ・飲食店等によるエコ農産物を活用したメニュー提供及び消費者からの求評</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和8年度実施計画等】</p> <p>1 上記1の(2)の県産堆肥品質検査、技術的サポート：県内25か所程度</p> <p>2 上記2の(2)の伴走支援：10人程度</p>				
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
実施主体別	法人 / 任意団体	

事業名	環境保全型農業直接支払交付金（国庫・継続）																			
アピールポイント	環境保全に効果の高い営農活動の取組を支援する。																			
事業の趣旨	化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に支援を行う。	予算額(千円)		75,041																
		内訳	国	50,027																
			県	25,014																
			その他	—																
事業の内容	1 対象者 (1) 農業者の組織する団体 (2) 一定の条件を満たす農業者（面積要件等）	補助率	標準事業費																	
		国 1/2	—																	
	2 対象活動及び交付単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象活動</th> <th>10a当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業 ※（）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合</td> <td>14,000円 (16,000円)</td> </tr> <tr> <td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>緑肥の施用</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>総合防除</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>総合防除 そば等雑穀、飼料作物</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>炭の投入</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象活動	10a当たり単価	有機農業 ※（）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合	14,000円 (16,000円)	有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円	堆肥の施用	3,600円	緑肥の施用	5,000円	総合防除	4,000円	総合防除 そば等雑穀、飼料作物	2,000円	炭の投入	5,000円	県 1/4	市町村 1/4
			対象活動	10a当たり単価																
			有機農業 ※（）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合	14,000円 (16,000円)																
			有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円																
			堆肥の施用	3,600円																
			緑肥の施用	5,000円																
			総合防除	4,000円																
			総合防除 そば等雑穀、飼料作物	2,000円																
炭の投入	5,000円																			
市町村 1/4																				
【採択要件】																				
1 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。																				
2 「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について理解し、チェックし、提出すること。																				
実施期間	令和7～11年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)																	

目的	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備、高温対策に係る資材・機材などに対して助成する。		
事業の趣旨	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や耐雪型ハウスの導入に係る資材費を支援する。 また、高温対策資材や機材等の導入に係る経費を支援する。	予算額(千円)	20,000	
		内訳	国	—
			県	20,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パ イプハウス自動開閉装置、かん水装置等</p> <p>(2) 施設園芸型 耐雪型ハウスの導入（税抜、資材費のみ）</p> <p>(3) 高温対策型 品質向上や出荷量の増加に向けた遮光資材、機能性フイ ルム、循環扇、LEDランプ等</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、 認定新規就農者等</p>	補助率	標準事業費	
		(1), (2) 1/4以内	— ※上限事業 費有り	
<p>【採択要件】</p> <p>1 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目とする。</p> <p>2 省力化型の場合</p> <p>(1) 作業時間を10パーセント以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ヘクタール、施設栽培はおおむね1ヘクタール以上の産地であること</p> <p>(2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること</p> <p>3 施設園芸型の場合</p> <p>(1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること</p> <p>(2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール以上であること</p> <p>(3) 栽培面積が増加すること</p> <p>(4) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30アール以上であること。ただし、省力化型と同時に施設を導入する場合は、1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培の取組面積が20アール以上であること いずれの場合も、導入するハウスが1棟当たりおおむね330㎡以上であること</p> <p>4 高温対策型の場合</p> <p>(1) 生産性が向上するものであること</p> <p>(2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加または秀品率を5ポイント以上増加させること</p>				
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント	環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</p> <p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>(3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動</p> <p>【具体的な取組例】</p> <p>①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減</p> <p>②環境負荷低減型飼料の給与</p> <p>③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制</p> <p>④バイオ炭の農地施用</p> <p>⑤生分解性マルチの利用</p> <p>⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入</p> <p>2 認定のメリット</p> <p>(1) 設備投資の際の所得税・法人税の優遇</p> <p>(2) 国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇</p> <p>(3) 日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用</p> <p>《申請主体》</p> <p>個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 上記1の(1)の場合は、土壌診断結果を添付すること。</p>				
実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	機械・施設の整備	機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / その他（協議会）	

事業名	先進的有機農業拡大促進事業（国庫・新規） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】			
アピールポイント	有機農業の面的拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術に関する農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援する。	予算額(千円)	71,447	
		内訳	国	71,447
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入 自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機 等</p> <p>(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大 等</p> <p>2 有機農業拡大支援 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>1 (1) 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>1 (2) 市町村、市町村を構成員とする協議会、協議会、公社・土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者</p> <p>2 市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>※1 (1) に取り組む場合、2の事業実施主体のいずれかが1 (2) 又は2に取り組んで事業実施計画を作成する。</p>	補助率	標準事業費	
		1 (1) 国 1/2 以内	1は上限 5,000万円 うち1 (2) は上限 400万円	
		2 国定額	2は上限 800万円	
		<p>【採択要件】</p> <p>1 1 (1) の農業者等は、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域計画に位置付けられた農業者等であること。</p> <p>(3) みどり認定を受けている、又は申請を行っていること。</p> <p>2 事業実施計画ごとに、以下の面積以上（中山間地域は1/2以上）で取り組むこと。</p> <p>稲：10ha、麦・大豆・雑穀5ha、いも類・露地野菜：2ha、果樹：1ha 等</p>		
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
	担い手の育成	その他
	生産基盤の整備	その他（病虫害対策）
実施主体別		農協 / 任意団体

事業名	りんごのモモシクイガ特別防除対策事業（県単・継続） 【りんごモモシクイガ特別防除対策事業費補助金】			
アピールポイント	害虫の薬剤抵抗性発達や選択可能な農薬の減少、高温時におけるシクイムシ類の被害抑制に対応できる交信攪乱剤の普及拡大を支援する。			
事業の趣旨	令和8年産りんごでのモモシクイガ被害を防止するため、発生抑制に有効な交信攪乱剤による産地一丸となった防除に対し、支援を行う。 ※事業実施主体である（公社）青森県青果物価格安定基金協会を通じて実施する間接補助事業であり、申請先は取組主体（農協）となっている。	予算額(千円)	275,000	
		内訳	国	—
			県	275,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 交信攪乱剤による防除への支援</p> <p>(1) 事業内容 令和8年産りんごのモモシクイガ被害を防止するため、取組主体が適合防除者に対し、交信攪乱剤（コンフューザーRに限る）の購入経費を補助するために要する経費を、事業実施主体が補助するのに要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助するもの。</p> <p>(2) 補助対象経費 取組主体が適合防除者に対して令和8年産りんごの防除に使用する交信攪乱剤の販売価格の2分の1以上の額を補助する事業に要する経費を基金協会が補助するのに要する経費。</p> <p>(3) 事業実施主体 公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会</p> <p>(4) 取組主体 県内の農業協同組合</p> <p>(5) 適合防除者の要件 採択要件のとおり</p>	補助率	標準事業費	
		購入経費の1/2以内(税抜)	10a当たりの交信攪乱剤の使用量(100~120本)	
<p>【採択要件】</p> <p>1 県内のりんご園地とその周辺のモモシクイガ寄生果実栽培園地で実施される交信攪乱剤を用いた防除であること。</p> <p>2 3戸以上の生産者がまとまって地域ぐるみで取り組むものであるか、又は大規模生産法人など知事により適合していると認められること。</p> <p>3 防除する地域内にモモシクイガ発生源（放任園、管理粗放園）があること。</p> <p>4 地域内において交信攪乱剤を令和8年から3年以上継続して設置する意向が確認されていること</p>				
実施期間	令和8年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5147、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他（IT化）
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他（飼料基盤整備）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		その他（公益社団法人あおもり農業支援センター）

事業名	草地畜産基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額(千円)	193,358	
		内訳	国	142,500
			県	50,858
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備</p> <p>(1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等</p> <p>(2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等</p> <p>(3) 農機具等導入</p> <p>《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター</p>	補助率	標準事業費	
		(1)、(2) 国 50% 県 15%	—	
		(3) 国 50% 県 7.5%		
<p>【採択要件】</p> <p>1 草地整備型（公共牧場整備事業）</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 公共牧場の既存草地面積が100ha（中山間地域は50ha）以上であること。</p> <p>(3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。</p> <p>(4) 事業完了後の受益面積が60ha（中山間地域は30ha）以上であること。</p> <p>2 畜産担い手総合整備型（再編整備事業）</p> <p>(1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。</p> <p>(2) 事業参加者が10人（中山間地域については5人）以上であること。</p> <p>(3) 家畜飼養頭数（豚換算）が2,000頭（中山間地域は1,000頭）以上であること。</p> <p>(4) 担い手に係る畜産物生産が2分の1以上であること。</p> <p>(5) 受益草地等の面積が30ha（中山間地域は15ha）以上であること。</p> <p>【令和8年度実施計画等】 八森地区（六ヶ所村）</p>				
実施期間	昭和59～令和10年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線4823、直通017-734-9497)	